

第4章

施策の推進

1 目標Ⅰ 総合的な相談体制及び権利擁護体制の確立

(1) 現状と課題の分析











- ・どこに相談に行けばよいかわからない、身近な相談場所がないなどの不安を解消するため、誰もがいつでも・気軽に相談できる総合的な相談窓口が必要です。
- ・民生委員児童委員、自治・町内会、福祉施設、NPO等の地域のネットワークを構築し、専門機関と連携する体制が必要です。
- ・親なき後の障害者や一人暮らし高齢者の身の回りの生活支援、成年後見制度の充実などが求められています。

(2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 総合相談窓口の開設・運営
- ② 各相談窓口の役割の整理と普及・啓発
- ③ 総合相談窓口と専門相談機関との情報共有・連携
- ④ 権利擁護の体制(成年後見・日常生活自立支援事業等)の充実
- ⑤ 成年後見制度の普及・啓発

(3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区社協・民生委員児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉二ーズの発見・見守り活動の仕組みづくり ② 地域福祉二ーズに呼応した地区ボランティア養成講座等の開催による活動参加者の拡大・支援者の支援体制の充実 ③ 地区社協代表者・民生委員児童委員の市域ケア会議(地域のケア会議の集合体)への参画 ④ 市民後見人養成への協力(養成研修受講促進)
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信 ② 行政・社協等各種相談機関が行う相談事業への協力や情報提供 ③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画 ④ 把握した二ーズの相談援助機関への橋渡し ⑤ 成年後見制度活用促進の啓発や市民後見人養成への協力
当事者団体に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体・活動情報の市社協等への連絡発信 ② 行政・社協等各種相談機関が行う相談事業への協力や情報提供 ③ 相談機関連絡会議・市域ケア会議等への参画 ④ 把握した二ーズの相談援助機関への橋渡し ⑤ 成年後見制度活用促進の啓発や市民後見人養成への協力
福祉施設・事業者に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区社協・民生委員児童委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉二ーズの発見・見守り活動の仕組みづくり ② 身近なインテーク窓口から総合相談窓口へのつなぎ ③ 地区の懇談会などへの参画 ④ 相談機関連絡会議・市域ケア会議への参画 ⑤ 地域住民の成年後見制度の利用支援や法人後見の取組みの検討 ⑥ 相談支援ネットワークの形成

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 相談機関による連絡会議・地域のケア会議への参画	 <p>専門相談機関との連携を図りながら全市的な市域ケア会議（地域のケア会議の集合体）などへ協働で参画します。</p>		
② 分野を超えた相談しやすい総合相談窓口の開設及び相談事業所や民生委員児童委員等と連携し生活支援に繋げる運営	<p>総合相談窓口開設に向けて組織・体制を整えます。</p>	 <p>総合相談窓口の開設と運営を開始します。</p>	
③ 成年後見制度の利用支援・法人後見の実施	 <p>成年後見制度の利用支援を行います。（かまくら成年後見制度連絡会・鎌倉市自立支援協議会等との連携）</p>		
	<p>社会福祉法人に相応しい法人後見の在り方の検討</p>	 <p>法人後見を実施します。</p>	
④ 市民後見人の活動支援・育成	 <p>市民後見人の活動支援</p>		
		 <p>市民後見人（後見支援員）の育成・スキルアップ研修を行います。</p>	
⑤ 日常生活自立支援事業の充実	 <p>制度の周知を強化するとともに、利用の促進を図ります。</p>		
⑥ 経済的困窮者に対する生活福祉資金貸付事業などによる生活支援	 <p>制度の周知を強化するとともに新たな支援の在り方・拡大について検討します。</p>		
⑦ 地区社協部会、ボランティア・NPO団体連絡会、当事者団体部会、施設部会及びこれらによる合同連絡会の開催	 <p>関係団体等の連絡会の開催について準備します。</p>		
		 <p>連絡会を開催します。</p>	

鎌倉市の取組み

『新たな支援の仕組みづくりと福祉ニーズの把握』

（地域福祉相談室の運営・増設など、地域の福祉ニーズを早期に把握し、新たな支援の仕組みづくりに取り組みます。）

- ① 地域福祉相談室の運営・増設
- ② 市社協が行う総合相談事業への支援
市社協が実施する地域の課題解決に向けた総合相談事業を支援します。
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施

(4) 既に取り組まれている活動例

- ① 専門職員や弁護士による福祉・法律相談の実施（市社協）
- ② 神奈川県社会福祉協議会からの委託事業として生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の実施（市社協）
- ③ 成年後見センターの運営（市社協）
- ④ かまくらボランティアセンターの運営（市社協）
- ⑤ 地区ボランティアセンターの運営（腰越・大船・玉縄地区社協）
- ⑥ 地域福祉相談の実施（各地区社協）

鎌倉市成年後見センター

認知症や精神障害などにより判断能力が十分でない方は、財産の管理や契約を行う際に、自分ひとりで判断することが難しい場合があります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や契約等を行い、身の回りに配慮しながらご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

市社協では鎌倉市からの委託を受け、こうした制度の利用について相談業務やPRを行っています。



地区ボランティアセンターの運営



お申込み

電話 又は ファックス
46-4177

電話受付…月曜日～金曜日
9時30分～11時
(祝祭日、年末年始を除く)
ファックス受付…毎日終日

(福祉相談)

毎週木曜日 9時～11時
11時～14時
ボランティアセンター室

※福祉支援センターの窓が
相談に開けて下さいます。

地域の福祉力を目指して

ボランティアセンター「ささえ愛」

玉縄地区社会福祉協議会

地域のボランティアがお手伝いします
お困りの時 ご相談下さい

F147-0172
鎌倉市岡本2丁目11番地3号
ボランティアセンター「ささえ愛」事務局
TEL・FAX 0467-46-4177

平成19年5月オープン

活動内容 10分以内

買物・掃除・軽作業・話し相手・相談…など
※2人1組で働きます。

ボランティア活動日

月曜日～金曜日
9時30分～14時
祝祭日、
年末年始を除く

料金 無料
(自立の支援)

2 目標Ⅱ 情報の収集と提供

(1) 現状と課題の分析

- ・地域で支援が必要な人の情報が、人間関係の希薄化や個人情報保護の壁によって潜在化し、把握しにくい状況です。
- ・活動の場所や資金の確保、制度変更など、福祉活動の継続に必要な情報を得るための方法が必要です。
- ・世代や対象者に応じた情報発信が必要です。

(2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 地域福祉ニーズの把握
- ② 地域福祉ニーズに対応したデリバリー型情報発信手段の構築
- ③ 各種団体の情報流通・情報共有の仕組みづくり
- ④ 多様な団体等が主体となって行うボランティア養成講座、研修等の情報収集・発信
- ⑤ 制度改正情報の発信・制度解説情報の提供
- ⑥ 防災・減災にもつながる、日頃からの顔の見える関係づくり
- ⑦ 地域における個人情報の取扱いのルールづくりとマナー啓発
- ⑧ 会議や集いの場づくりに必要な資源の情報収集・提供

(3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域アセスメント^{※5}の実施 ② 地区社協情報誌の発行などを通じた福祉情報の収集・発信 ③ 市社協への地域福祉ニーズ情報・活動情報の提供 ④ 災害時に備えた地域内諸組織での情報交換・情報共有 ⑤ 地域の福祉施設・事業者等との避難所等支援機能・利用者支援機能に関する協議・協定
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供 ② ホームページ・広報誌・情報誌等による活動情報の提供 ③ 各種会合への講師・説明者派遣による情報発信 ④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 市社協へのニーズ情報の提供 ② ホームページ・広報誌・情報誌等による活動情報の提供 ③ 各種会合に参画し自ら講師・説明者となることなどによる情報発信 ④ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 市社協へのニーズ情報・活動情報の提供 ② ホームページ・広報誌・情報誌等による活動情報の提供 ③ 災害時に備えた地域での情報交換・情報共有の場への参画・住民への避難所等支援機能・施設への利用者救出方法等の相互協定づくり ④ 住民・当事者・支援者等の拠点・活動への諸施設機能の貸出・提供 ⑤ 生活困窮者等の緊急宿所(シェルター)機能への取組み

※5 地域アセスメント：「地域診断」とも呼ばれ、その地域の住民ニーズ、生活課題、社会資源などの情報を把握・分析・評価することにより、地域の課題・資源を視覚化することを言います。

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域・支援団体・当事者団体等からの情報集約	→		
② ホームページ、広報誌、パンフレット等を通じた地域の諸情報である団体情報・活動情報・相談窓口情報などの的確な発信	情報発信システムと一体のものとして、収集システムの在り方を検討し、情報が集まりやすい体制・環境づくりに努めます。またソーシャルメディア等の情報ツールを活用したデリバリー型情報発信の仕組みづくりを検討・準備します。(H29年度デリバリー型情報発信実施)		
③ 地域福祉ニーズに対応したデリバリー(出前)型情報発信			
④ 福祉制度の改正情報の発信・解説情報の提供など福祉制度の動向紹介			
⑤ 地域福祉活動における個人情報共有・取扱いのためのルール作り	→		
⑥ 個人情報保護研修会の開催	個人情報保護についての研修会を実施します。		
⑦ 会議や集いの場づくりに必要な資源の情報収集・提供	空き店舗・物品貸出情報等、情報発信システムと一体のものとして、収集システムの在り方を検討し、情報が集まりやすい体制・環境づくりに努めます。	情報の収集と発信をします。	→

鎌倉市の
取組み

『新たなコミュニケーションの構築』

(新たな手法によって福祉に関する情報の収集、提供、発信、交換が可能な仕組みをつくります。)

- ① 地域が作成する災害時避難行動要支援者支援プラン(個別支援プラン)への作成支援
- ② ICTの活用による、新たな情報ツールの構築に向けた検討
(地域の福祉活動や制度に関する情報が一元的に集約、発信され、利用者同士で交流もできる仕組みを検討します。)

(4) 既に取り組みされている活動例

- ① ホームページによる情報発信（市社協）
- ② かまくら社協だよりの発行（市社協）
- ③ 地区社協だよりの発行（各地区社協）

市社協ホームページ



かまくら社協だよりの発行



第一地区社協だよりの発行



大船地区社協だよりの発行



3 目標Ⅲ 関係機関等との連携強化

(1) 現状と課題の分析

- ・ 民生委員児童委員、自治・町内会、福祉施設、NPO等の地域のネットワークを構築し、専門機関と連携する体制が必要です。(再掲)
- ・ 地域における福祉課題や地域の情報を共有する場が必要です。

(2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、医療、教育など各分野における公私の連携体制の構築
- ② 地区社協毎に、地域支援・地域福祉ニーズ把握のための、公私の関係者による協議会の設置
- ③ 地区社協毎に、地域支援が必要な高齢者、障害者等への理解を促進するシンポジウムや懇談会の開催

(3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域のケア会議への参画 ② 住民と地域内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会の開催 ③ 地区社協活動に対する、市社協、ボランティア・NPO、民生委員児童委員、当事者団体、福祉施設、企業・各種団体等の協力・支援の要請
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画 ③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援 ④ ボランティア・NPO・支援団体の連絡協議会(分野毎・全体)の結成
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画 ③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援 ④ 当事者団体の連絡協議会の結成
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域のケア会議への参画 ② 住民・地区内関係機関・団体との合同の地域福祉懇談会・連絡会議への参画 ③ 地区社協毎の地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援 ④ 施設部会と事業者との連絡協議会(分野毎・全体)の結成 ⑤ 専門職員による地域住民への訪問支援など貢献事業の実施

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域ごとの課題解決の場への参画	地域ごとの課題や福祉ニーズを把握し、問題解決に繋げるため、地域のケア会議・地域福祉ネットワーク会議などへ企画・準備段階から参加・関わります。		
② 地区社協による地域福祉に関する懇談会等の開催支援	地区社協による地域福祉懇談会を支援する 他、地区担当制度の体制を整えます。	コミュニティワーカー ^{※6} として地区担当制度を導入します。	
③ 地区社協とボランティア・NPO、民生委員児童委員、当事者団体、福祉施設、地元企業・各種団体等との協力・支援体制づくりへの協力	地域のケア会議への参加団体の拡大を図ります。		
④ 地区社協による地域アセスメントへの支援	地域アセスメントの実施に向けた検討及び理解を深めるための研修会などを行います。	コミュニティワーカーとして地区担当制度を導入し、地域ごとの計画づくりに向けた地域アセスメントの準備と実施を支援します。	
⑤ 支援団体・当事者団体・事業者団体による連絡協議会の設置支援	関係団体等の連絡会の開催について準備します。(再掲)	連絡会の設置と開催を支援します。(再掲)	

鎌倉市の取組み

『地域で見守り支えあうネットワークの構築』

(地域住民、当事者団体、事業者、施設等との「顔の見える関係」をつくり、重層的な支援のネットワークの構築を目指します。)

- ① 地域アセスメントへの支援
- ② 地域ごとの地域福祉活動計画の作成を見据えた支援
- ③ 地域福祉相談室の運営・増設 (再掲)
- ④ 市社協が進める関係機関の連携、協働の仕組みづくりへの支援

※6 コミュニティワーカー：地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ社会福祉の間接援助技術であるコミュニティワークの技術を用いて、住民自ら、それらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に援助していくソーシャルワーカーを指します。(社会福祉用語事典 中央法規出版編集部より)

(4) 既に取り組みされている活動例

- ① 地区社協・当事者団体・福祉施設等の部会の開催 (市社協)
- ② 地区社協への支援・助成 (市社協)
- ③ ボランティアグループ、地区ボランティアセンターへの支援・助成 (市社協)
- ④ 地域のケア会議の開催 (各地区社協)
- ⑤ 地域福祉懇談会の開催 (各地区社協)

地域のケア会議 地域福祉懇談会の開催

地域の様々な福祉課題を解決するため地区社協・自治町内会・民生委員児童委員等による地域のケア会議や地域福祉懇談会が開催されています。

第一地区社協 地域のケア会議



大船地区社協 ケアマネサロン懇談会



玉縄地区社協 地域福祉懇談会



4 目標Ⅳ 交流の促進

(1) 現状と課題の分析




- ・地域における人と人とのつながりを深めるための交流が必要です。
- ・活動が継続していくための拠点の整備や資金、人材の確保が必要です。
- ・地域における福祉課題や地域の情報を共有する場が必要です。

(2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① サロン、会合、研修等の情報収集と発信及びコーディネート
- ② 住民参加の契機・学びとなる地域毎の福祉懇談会・研修会の開催
- ③ 「集いの場」「交流の場」等の確保と参加しづらい、参加したがる人への参加を促す工夫づくり
- ④ 地区社協同士の地域支援の実践交流の場づくり
- ⑤ 福祉関係団体の機材及び保管スペースの確保

(3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者・障害者・子育て中の人など誰もが気軽に参加できるサロンなど交流の場の開設・運営 ② 分野別・対象者別ではない一元的な交流サロン等の実施による、世代間交流や障害理解の促進 ③ 子どもの学習支援の場・ひきこもりの人が集う場など地域ニーズに基づく新たな活動可能性の検討
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力（ノウハウや機能・場の提供等） ② 住民や要援護者との交流の場づくり ③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への参画・共催 ② 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応 ③ 当事者団体相互の理解を深めるための交流の場づくり
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地区社協等が取り組む様々な交流活動への協力（ノウハウや機能・場の提供等） ② 住民と利用者の交流の場づくり ③ 「集う場づくり」「交流」を手段とした新たな地域ニーズへの対応 ④ ボランティアや子育て中の就職希望者などの一時受入れによる就労支援 ⑤ サロン活動への機材・物品の貸出し ⑥ 福祉施設・事業者による機材等の共同購入・管理による生活支援サービスの実施

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域におけるサロン活動や「集う場づくり」「交流」活動の提案及び支援	 <p>(仮称) サロンコーディネーターを配置し、サロンのコンサルテーションをするとともに、身近な地域で行う新たな「サロン活動」「会食会」「交流会」の提案や開催支援を行います。また、「福祉まつり」等の開催を通じて福祉活動への理解を深めます。</p>		
② 「集う場」「交流の場」に参加されない地域福祉ニーズの把握と個別支援	 <p>現状の把握に努めながら誰もが参加しやすい場づくりに取り組みます。また(仮称) サロンコーディネーターを配置し、サロンのコンサルテーションをします。</p>		
③ 地域と当事者団体間などとのつなぎ・橋渡し	 <p>目標Ⅲの③と一体のものとして取り組みます。</p>		

鎌倉市の
取組み

『地域で集える場づくり』

(地域で気軽に参加し、交流できる機会を拡げていきます。)

- ① 講師派遣や場の提供など、地域の集いの場づくりへの支援

(4) 既に取り組みされている活動例

- ① 会食会・サロン活動への協力 (市社協)
- ② 催事用備品や布遊具の貸出 (市社協)
- ③ 鎌倉福祉まつりの開催 (市社協)
- ④ サロンの開催 (各地区社協)
- ⑤ 会食会の開催 (各地区社協)
- ⑥ 地域交流事業の実施 (各地区社協)
- ⑦ 子育て支援事業の実施 (各地区社協)

鎌倉福祉まつりの開催

鎌倉福祉まつりは、1981年の国際障害者年を契機として、福祉社会づくりの一環とすることを目的に地域住民・福祉施設・福祉団体及び社会福祉関係機関が連帯意識を持って参画するイベントとして毎年9月に開催しています。

舞台行事



子どもコーナー



模擬店風景 1



模擬店風景 2



老人ホームに入所されている方々の絵画作品の展示



各地区社協 会食会の開催

地区社協では主に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象にした会食会や配食サービスを行っています。会食会では食事を楽しむだけでなく、お誕生日のお祝い会や楽器演奏のアトラクション、防犯、健康維持のための様々な催しも行われています。



大町地区社協会食会

場 所：大町会館 2F

開催日：毎月第3月曜日

対 象：一人暮らし高齢者



第三地区社協会食会

場 所：清和由比

※場所は3カ所で開催（お住まいの
地区による）

開始日：年9回（2、8、12月を除く）

対象者：65歳以上の高齢者



西鎌倉地区社協会食会

場 所：腰越支所

開催日：年2回

対象者：75歳以上の一人暮らし高齢者



深沢地区社協会食会

場 所：深沢学習センター

開催日：年9回（8・11・2月を除く）
第3水曜日

対 象：深沢地区内の一人暮らし高齢者



玉縄地区社協会食会

場 所：鎌倉清和（6月）・玉縄学習センター
（10月・3月）

開催日：6月・10月・3月

対 象：玉縄地区在住の一人暮らし高齢者

地域交流事業の実施

材木座地区社協 夏休み工作教室



小学生を対象にした夏休み工作教室は3日間で延べ400人が参加する大きな催しです。地元の工務店から提供される端材を使って子どもたちが思い思いの作品を作ります。民生委員、自治・町内会など多くのボランティアが協力し、地域住民同士の世代を超えた交流が行われています。

腰越地区社協 世代間交流



地元の中学校の生徒さんと高齢者との昼食会・茶会を開催しています。

第三地区社協 幼稚園児との世代間交流イベント



インストラクターを迎えて、第三地区社協のメンバーが、園児と歌・手遊び・昔遊び（ぶんぶん独楽づくり）を行い、園児の家族も交えたお誕生会にも参加するなど、世代を超えた交流が行われています。

子育て支援事業の実施

大町地区社協 子育てサロン「こぐまの会」



子育てひろば「西鎌倉ぽっけ」

子育てひろば 
〔西鎌倉ぽっけ〕

毎週金曜日
 (祭日は休み)
 10:00～13:30
 (好きな時間にどうぞ!!)

場所: 鎌倉市立手広中学校
 対象: 0歳児～未就学児と
 その保護者
 フリースペース

主催: 第10地区民生委員児童委員協議会
 共催: 西鎌倉地区社会福祉協議会
 協力: ☆手広中学校



大船地区社協 子育てサロン



子育てサロン「子ぶくる家」

子育てサロン 
子ぶくる家 

対象: 0歳～未就学の子とご保護者
 日 時: 毎月第3火曜日 10:00～11:45
 場 所: 小碓公民会堂 (044-2798)

※お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、お友達と一緒に遊びませんか?!

年間予定表 2014

4月15日	フリースペース
5月20日	手形足形ペタン大会
6月17日	子どもの歌謡練習
7月15日	フリースペース
8月19日	フリースペース
9月16日	保健婦さんのお話・歌謡
10月21日	フリースペース
11月18日	フリースペース
12月16日	人形劇公演予定
1月20日	フリースペース
2月17日	保健婦さんのお話・歌謡
3月17日	親子で楽しむ♪演奏会

小碓公民会堂 地図 

主催: 鎌倉市第七地区民生委員児童委員協議会 協力: 大船地区社会福祉協議会 

市内には、地域の方々が自主的に行っている高齢者などのサロンもあります。

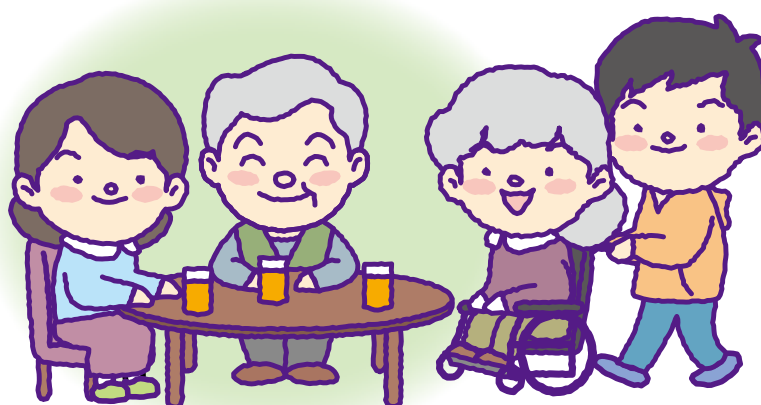
東芝町内会サロン（笹田）



青空サロン（城廻）



民生委員さんの発案で、公園でお茶を飲みながら楽しく語りあえる高齢者サロンが行われています。



やよいの会（常盤）



市民の方のご自宅で実施されているサロンです。ご近所の方がおしゃれをして集まり、お孫さんのことや思い出話に花を咲かせています。

憩い宿（城廻）

民生委員さんやボランティアの皆さんが、地元の方々の協力のもと空き家をリフォーム。誰でも自由に利用できる交流の場として「憩い宿」をオープンしました。



5 目標V 人材の育成

(1) 現状と課題の分析

- ・ 日常の些細な困りごとを気軽に頼めるボランティアが必要です。
- ・ 地域の活動を支える人材の固定化や高齢化などが進んでいることから、若い世代の地域活動への参加が必要です。
- ・ 地域の活動を支援する専門知識のある人材が必要です。
- ・ ボランティア活動ができる場づくりが求められています。

(2) 課題解決目標・取組みの方向性

- ① 生活支援員や市民後見人などの育成・支援
- ② 全地域・地区社協毎での研修や懇談会での福祉教育・啓発
- ③ 地域の福祉活動参加者・ボランティア参加者研修プログラムによる人材の育成・拡大
- ④ 若い世代が福祉活動やボランティアに参加する機会の提供
- ⑤ 活動団体、当事者団体等の役職員を対象とした研修の実施

(3) 目標達成のための各主体の役割・取組み

主体	取組み
住民・地域に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 福祉講座や研修会の開催 ② 交流行事などを通じた地域での児童・生徒の福祉教育への取組み ③ 学校・当事者団体・福祉施設等と連携したボランティア入門体験などの企画実施 ④ 福祉施設・NPO等と連携した「福祉のしごと」紹介 ⑤ 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保 ⑥ 活動を通じた後継人材の育成
ボランティア・NPO等に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催 ② 活動PRによる地域活動後継人材の募集・確保 ③ 活動を通じた後継人材の育成
当事者団体に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催 ② 活動PRによる地域活動後継人材の確保 ③ 活動を通じた後継人材の育成
福祉施設・事業者に期待される役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域が取り組む福祉講座・福祉体験や研修会等への協力・共催 ② 施設見学会などによる福祉教育および「福祉のしごと」紹介・啓発 ③ 地元の小・中・高校に出向いての福祉講座や体験交流の実施・福祉のしごとの魅力発信 ④ 認知症サポーター養成講座などの地域との共催呼びかけ ⑤ 専門職員の講師派遣 ⑥ 教育委員会と連携した福祉人材育成ネットワークの形成

市社協の取組み	27年度	28年度	29年度
① 地域福祉活動への参加者拡大	各人が持つ知識や技術が活かすことのできるボランティアバンク、講師登録制度の創設や活躍できるメニュー作りと提案をします。		
② 地域福祉活動活性化のための人材交流	地域福祉活動を行う団体やグループ、NPOセンターなどとの人材交流を行い、活動の活性化に繋げていきます。また、各種団体と連携を図りながら、かまくらボランティアセンターの充実を図ります。		
③ 福祉活動の継続と安定のためのボランティア団体への財政的支援	基金情報やファンドレイジング ^{※7} 支援、新たな活動資金確保のための方策について研究・提案します。		
④ 福祉教育への啓発と支援	新たなプログラムの提案、講師派遣や施設と当事者との交流のコーディネート、教員や大学生の地域との関わりを支援します。		
⑤ 地域福祉人材の育成	目標Iの④の取組みと併せて、地域福祉人材を育成します。		

鎌倉市の
取組み

『福祉啓発・人材育成の充実』

(より多くの地域の方々が地域福祉に関心を持って主体的に福祉活動に参加できるよう、啓発・人材育成に努めます。)

- ① 地域福祉に関する啓発活動・講座・研修会の実施
- ② 地域福祉活動の自立・継続に向けた支援

※7 ファンドレイジング：主に民間非営利組織（公益法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人などを含む。）が、活動のための資金を集めること。

(4) 既に取り組まれている活動例

- ① ボランティア研修会の開催（市社協）
- ② 福祉教育の推進（市社協）
- ③ ボランティア活動保険の加入と各種保険の対応（市社協）
- ④ 福祉講座・研修会の開催（各地区社協）
- ⑤ ボランティアセンターの運営（腰越・大船・玉縄地区社協）

福祉講座・研修会の開催

地区社協では会員の資質向上と親睦を図るため随時研修会を実施しています。

第三地区社協 法テラスでの見学研修



第三地区社協 認知症サポーター研修



大船地区社協・大船自治町内会連合会 共同研修会



第5章

計画の推進

1 計画の進行管理

この計画は、地区社協、関係団体、福祉事業者、企業等で構成される組織において、PDCAサイクルに則り、進捗状況を把握、検証、評価することにより進行管理を行います。

